

石巻市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象団体 石巻市牡鹿地域拠点エリア指定管理者
一般社団法人鮎川まちづくり協会
- 2 監査対象施設 石巻市牡鹿地域拠点エリア（観光物産交流館、おしかホエールランド）
所管課：牡鹿総合支所地域振興課
- 3 監査対象範囲 令和4年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 4 監査実施期間 令和5年8月24日から同年12月27日まで
- 5 監査実施場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。

指 摘 事 項

本市が公の施設（石巻市牡鹿地域拠点エリア）の指定管理者として指定している一般社団法人鮎川まちづくり協会の出納その他の事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、同法人に対し適切な指導を行うよう求める。

対象部局 (対象団体)	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
牡鹿総合支所 地域振興課 (一般社団法人鮎川まちづくり協会)	収入事務 (令和4年度)	<p>利用料金の保管状況について</p> <p>ア 利用料金(ホエールランド入館料)の取扱いについて確認したところ、利用料金として徴収した現金は、保管高がある程度まとまった金額(50万円～100万円位)になるまで銀行に預け入れることなく、事務室内金庫にそのまま保管されていた。</p> <p>これは、一般社団法人鮎川まちづくり協会会計規則第19条第1項「金銭を出納したときは、日々銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。」が遵守されていないだけでなく、長期間の現金保有による盗難や紛失、錯誤による使用等の危険性があることから、現在の管理方法を見直し、当該協会会計規則に基づいた適正な管理を行うこと。</p> <p>[令和4年度入館料入金状況]</p> <p>1回目：令和4年 5月</p> <p>2回目：令和4年 9月 ※4か月間現金保有</p> <p>3回目：令和4年10月 ※1か月間現金保有以降、令和4年度は入館料入金履歴なし。</p>